

資料提供	
平成28年11月16日	
担当課 (担当者)	危機管理政策課 (原)
電話	0857-26-7584

罹災証明に関する集計表(11月16日 19時現在)

市町村名	受付開始日時	罹災証明書の受付数・ 発行数(累計)						
		振分未済 受付数	1次調査			2次調査		
			受付数	調査済数	発行数	受付数	調査済数	発行数
鳥取市	10月26日8時30分		125	81	0	0	0	0
倉吉市	10月23日		(148)	(148)	0	0	0	0
三朝町	10月24日15時		975	975	0	0	0	0
湯梨浜町	10月23日9時		1,477	1,372	526	72	2	0
北栄町	10月24日15時		1,747	1,632	0	0	0	0
琴浦町	10月24日16時		288	281	220	0	0	0
大山町	11月9日		3	0	0	0	0	0
伯耆町	10月22日	7	0	0	0	0	0	0
合計		7	4,615	4,341	746	72	2	0
倉吉市の独自方式を含めた合計		7	13,678	10,571	746	72	2	0

※倉吉市は、住民の届け出により、被災住宅状況調査を実施し、調査実施後に罹災証明願を交付する方式をとっている。(16日現在の届出数9,063件(調査済数6,230件))

倉吉市の1次調査の受付数(148件)、調査済数(148件)は、この内数であることから、()書きで記載している。

※伯耆町は、受付後、住民の意向を確認しながら調査方法を決定する方法をとっている。

※湯梨浜町の2次調査調査済数は、錯誤のため変更となっている(前日6→本日2)。

※これは速報値であり、今後の調査で変動することがある。

住家にかかる家屋被害認定の結果件数について

(単位:件)

市町村	集計時点	全壊	大規模 半壊	半壊	一部破損 10%以上	一部破損10%未満					合計	備考	
						4%超	4%以下	3%以下	2%以下	1%以下			小計
鳥取市	H28.11.10										0	0	
倉吉市	H28.11.10										0	0	
三朝町	H28.11.10										0	0	
湯梨浜町	H28.11.10										0	0	
琴浦町	H28.11.10				20	198	35	10	9	7	259	279	
北栄町	H28.11.10										0	0	
合計		0	0	0	20	198	35	10	9	7	259	279	

10月21日に発生した鳥取県中部を震源とする地震によりお住まいの住家(※)に被害を受けた方が、住宅の建設・購入、補修される場合に、次のとおり支援します。

(※ 所有者又は所有者の三親等以内の親族が居住する住家が対象。賃貸住宅は対象外。)

1 被災者住宅再建支援補助金

住宅の再建方法（建設・購入、補修）、住宅の損傷の程度や世帯人数に応じて支援します。

※住宅の損傷の程度は、市町村が交付する「り災証明書」により確認します。

「一部破損」の場合は、「り災証明書」の損害基準判定(注)が10%以上20%未満の場合に限ります。(注)損害基準判定：住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合

【支援額】

住宅再建の方法	世帯人数	損 傷 の 程 度				対 象 経 費
		全 壊 50%以上	大規模半壊 40%以上 50%未満	半 壊 20%以上 40%未満	一部破損 10%以上 20%未満	
建設又は 購入	2人以上	300万円	250万円	—	—	使途不問
	1人	225万円	187万5千円	—	—	
補 修	2人以上	200万円	150万円	上限 100万円	上限 30万円	全壊・大規模半壊は使途不問、 半壊・一部破損は補修費に限る
	1人	150万円	112万5千円	上限 75万円	上限 30万円	

【申請に係る添付書類】

	被災者住宅再建支援補助金			
	全壊	大規模半壊	半壊	一部破損
り災証明書の写し	○	○	○	○
修繕前後の写真	—	—	○	○
契約書又は見積書の写し	○	○	—	—
領収書の写し	—	—	○	○
世帯全員の住民票の写し(単身世帯の場合を除く)	○	○	○	—
誓約書	○	○	○	○

※再建支援補助金を申請される場合は、役場総務課までご相談ください。

2 被災者住宅修繕支援金

1の「被災者住宅再建支援補助金」の要件を満たさない、損傷規模の小さい住宅の修繕を支援します。

※住宅の損傷の程度は、市町村が交付する「り災証明書」により確認します。

損害基準判定	4%超	3%超4%以下	2%超3%以下	1%超2%以下	1%以下
支援額	5万円	4万円	3万円	2万円	1万円

【申請に係る添付書類】り災証明書の写し

※損害割合が10%以上の方は1の「被災者住宅再建支援補助金」と2の「被災者住宅修繕支援金」のいずれか一方に申請ができます。

【申請窓口・問合せ先】 琴浦町役場総務課

電話：0858-52-2111 ファクシミリ：0858-49-0000

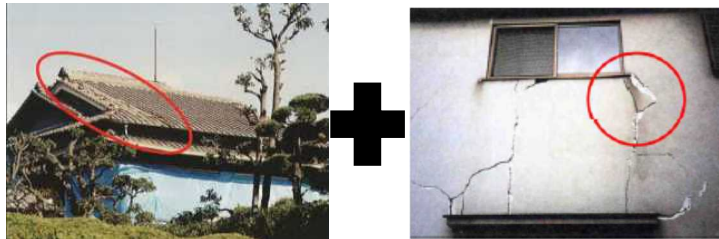
電子メール：soumu@town.kotoura.tottori.jp

【一部破損-損害基準判定10%以上の例】

1 屋根瓦全壊



2 屋根瓦中規模被災+外壁小規模被災



3 屋根瓦小規模被災+外壁中規模被災



【用語説明・解説】

○住家・非住家

住家・・・現実に居住のために使用している建物をいいます。
 非住家・・・住家以外の建物をいいます。

○被害程度区分（全壊・大規模半壊・半壊・一部破損）

住家の被害程度区分は、被災証明のために行う被害認定調査により損害のあった床面積の割合、経済的損害割合をもとに被害程度を決定し、その結果により分類されます。

被害の程度	損害割合	説明
全壊	50%以上	住家はその居住のための基本的機能を喪失したものの。住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの。または住家の損壊が甚だしく、補修によりも尾どおりに再使用することが困難なものです。
大規模半壊	40%以上	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難なものです。
半壊	20%以上	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したものです。住家の損壊が甚だしいものの補修すれば元通りに再使用できる程度のものです。
一部破損	20%未満	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したものです。住家の損壊が甚だしいものの補修すれば元通りに再使用できる程度で、損害程度が半壊に満たないものです。

○世帯の考え方

同一の住家に2世帯以上の世帯が居住している場合は、これを1世帯とみなします。

り災証明・被災証明の交付を受けた皆様へ

10月21日の地震で住宅や家財などの被害により、り災証明・被災証明の交付を受けた皆様について、税金の減免又は確定申告の雑損控除が受けられる場合があります。

いずれの申請においてもり災証明・被災証明が必要になりますので、大切に保管してください。

確定申告の雑損控除

自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族（総所得38万円以下の方に限る）が所有する生活に通常必要な資産について被害を受けた場合、雑損控除を受けることができます。

【雑損控除とは】

雑損控除とは、確定申告又は住民税申告をすることによって受けられる所得控除で、所得税と住民税の計算の元となる所得金額から差し引くことが出来るものです。

この控除を受けることで、所得税と町県民税（所得割のみ）が少なくなる場合があります。

（元々所得税や住民税がかからない方については、申告しても変わりはありません。）

なお、所得から差し引くことができる雑損控除の額は、次の1又は2のいずれか多い方の金額となります。

- 1 「**損害金額**(※1)－保険金等の額」－（合計所得×10%）
- 2 「**損害金額のうち災害関連支出**(※2)の額」－5万円

（※1）**損害金額**＝A（取得価格－減価償却費）＋（取り壊し、修繕、跡片づけ費用等－A）

（※2）**災害関連支出**

（注意）取り壊した建物を新築、壊れた車、墓石などを新たに購入した費用は、雑損控除の対象になりません。

【対象となる資産の範囲】

り災証明、被災証明が出た場合でも、雑損控除の対象となるものとならないものがあります。

申告の際に対象になるかどうかは、以下の表でご確認ください。（事業用の資産については、事業所得の損失額として計上してください。）

対象となる資産	住宅、家財（家具、什器、衣服、書籍、家電品、車両、墓石 一個又は一組の価格が 30 万円以下の貴金属・書画・骨董・美術工芸品 …など
対象とならない資産	棚卸資産、事業用資産、別荘、居住の用に供していない家屋、山林、貴金属・書画・骨董・美術工芸品等で一個又は一組の価格が 30 万円を超えるもの…など

【申告の際に必要なもの】

雑損控除を申告する場合、以下の表の1に記載したものがが必要です。その他、通常の確定申告に必要なものは表の2～5のとおりです。

1. 雑損控除を受けるために必要なもの	・り災、被災証明書 ・災害による修繕、跡片付けなどにかかった費用の領収書 ・災害による保険金などの補填金額の分かるもの
2. 平成28年分の所得の分かるもの	・給与又は公的年金等の源泉徴収票 ・個人年金などの支払を受けた金額が分かるもの ・農業・営業・不動産(家賃)の収入と経費がわかる帳簿、領収書 …など
3. 所得控除額の分かるもの	・健康保険料、国民年金、生命保険料、地震保険料の平成28年中に支払ったこと の分かる証明書 …など
4. 申告される方の本人 確認書類 ※マイナンバー(個人 番号)が分かるもの必須	【1つでいいもの】 ・マイナンバー(個人番号)カード※顔写真の入ったもの 【2種類必要なもの】※aとbが1つずつ必要 a マイナンバーの分かる書類…通知カード、マイナンバーを記載した住民票 b 公的機関の発行した書類…運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害 者手帳 …など
5. その他必要なもの	・申告される方本人の口座の分かるもの(通帳など)、印鑑

固定資産税等の減免(家屋が半壊以上の場合)

家屋(住宅以外の倉庫や事務所等も含む)が半壊以上の被害を受けた場合、被害の程度に応じて減免を受けることができます。

ただし、町税に滞納がある場合などは対象になりません。

※居住用の家屋が半壊以上の場合、他の町税及び保険料が減免になる場合があります。

【申請期限】

平成28年度固定資産税・納期限の7日前まで(納期限の過ぎたものについては対象となりません)

【申請に必要なもの】

り災証明、印鑑、減免申請書(税務課窓口に備え付けています)

【お問い合わせ】

琴浦町役場・税務課

TEL 52-1702

- ・固定資産税について：評価係
- ・雑損控除について：課税係

琴浦町沿岸地域自治会地震・津波防災訓練実施要領

1 目的

地震・津波災害を想定した防災訓練を実施し、地域住民が連携して実践的な訓練を行うことで避難体制の充実・強化、防災意識の向上を図る。

2 主催 琴浦町

共催 八橋警察署、琴浦消防署、琴浦町消防団、地区民生児童委員

3 日時 平成 28 年 11 月 27 日（日） 午前 10:00～午前 11:20 頃

4 場所 （1）本部会場 琴浦町役場災害対策本部 （2）各自治会避難場所

5 訓練参加機関

・琴浦町沿岸各自治会 **22** 自治会 約 600 名

6 訓練想定

平成 28 年 11 月 27 日 午前 9 時 55 分 鳥取沖を震源としたマグニチュード 6.5 の地震が発生し、琴浦町では震度 5 弱を観測した。

気象庁は、この地震により 3m の津波が発生するおそれがあるため、10 時 00 分に県内沿岸部に津波警報を発表した。

7 訓練内容

① 警報等情報伝達訓練

防災行政無線、消防関係車両による情報伝達

② 住民避難訓練

地震から身を守る行動（シェイクアウト訓練）及び津波避難場所までの避難行動訓練と要配慮者の避難支援と安否確認

③ 情報収集訓練

災害対策本部と避難場所の通信 訓練避難者数の報告

・地震発生を受けて琴浦町災害対策本部を設置、その後、気象庁発表の津波警報をうけて琴浦町災害対策本部は沿岸部の自治会へ防災行政無線をとおして避難指示を発令する。併せて八橋警察署・琴浦消防署・琴浦町消防団へ連絡し避難誘導・見回りを指示する。

・事前に参加者数の報告を受け、隣近所で声をかけ合いながら避難所へ避難する。また、地域の要配慮者に対して避難支援しながら避難する。

※訓練をとおし避難方法・避難経路を確認すると共に要配慮者の避難支援を取り入れ、有事の場合の避難体制を構築する。

訓練を実施することで地域の連携を深めるとともに、今後の避難体制の充実・強化を図る。

訓練スケジュール

時刻	内 容	情報伝達	詳 細
9:45	津波避難訓練事前放送	防災行政無線	前日にも訓練放送、TCC 文字放送ほか
9:55	鳥取沖地震発生 ・琴浦町災害対策本部設置	防災行政無線	シェイクアウト訓練
10:00 ↓	気象庁津波警報発表 ●琴浦町避難指示発令 八橋警察署[巡回・見回り] 琴浦消防署[巡回・見回り] 琴浦町消防団[誘導・見回り]	防災行政無線 (避難指示)	・住民避難開始 ・要配慮者の避難を支援しながら避難
10:30 ～50	各津波避難場所へ		安否確認後、避難者報告（役場職員へ） 避難者数を対策本部（役場）へ
10:50 11:20	訓練終了		避難情報、鳥取県中部地震概要及び琴浦町 津波浸水区域の説明、資料・非常食配布

※当日の気象条件（風雪注意報や警報等の発表）によっては、中止する場合があります。

【シェイクアウト訓練】

○地震発生したら姿勢を低くし頭を守り動かない（約1分間）行ってください。

安全行動の1-2-3



- ①ドロップ:姿勢を低く!
- ②カバー:体・頭を守って!
- ③ホールド・オン:揺れが収まるまでじっとして!

琴浦町沿岸地域自治会地震・津波防災訓練配付用チラシ

避難情報（災害の危険が高まったとき、町が防災行政放送等をおし発令します。）

1. 避難準備情報

人的被害の発生する危険が高まった状況。

- ・避難に時間がかかる高齢者など要配慮者やその支援者は避難を始めます。



2. 避難勧告

人的被害の発生する危険性が明らかに高まった状況。

- ・すべての住民は、避難場所に避難を始めます。



3. 避難指示

人的被害の発生する危険性が非常に高まった状況、またすでに人的被害が発生した状況

- ・まだ避難していない住民は、直ちに避難するとともに、その時間がない場合は命を守る最低限の行動をとる。

○平成28年10月21日発生鳥取県中部地震の概要

琴浦町 震度5弱 最大加速度 334ガル 最大速度 22カイン (22cm/秒)

倉吉市 震度6弱 最大加速度 1,494ガル 最大速度 44カイン (44cm/秒)

(熊本地震 震度7 最大加速度 1,580ガル 最大速度 92カイン) (92cm/秒)

11月17日現在

地点	震度別回数									震度1以上の回数合計
	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	
鳥取県中部	278	94	32	8	0	0	1	0	0	413
琴浦町	16	11	1	0	1	0	0	0	0	29

○琴浦町の津波高及び到達時間

想定される地震	津波到達時間(分)	最大波到達時間(分)	津波の高さ(m)
佐渡島北方沖地震	95	167	5.53
鳥取沖東部断層地震	19	54	1.77
鳥取沖西部断層地震	5	13	3.17

・津波情報種類

① 津波注意報 高いところで1m程度の津波 ⇒海の中にいる方は海から上がり海岸から離れる。

② 津波警報 高いところで3m程度の津波 ⇒沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台

③ 大津波警報 3mを超える津波の予想 ⇒等へ避難する。 ◎避難指示発令



※地震が発生した場合の対応

- ① 身を守る行動 丈夫な机の下にもぐり、落下物や倒れてくる家具等から身を守る。
揺れがおさまった後
- ② 火の始末、ガスの元栓を締める。火事を出さない！
- ③ あわてて外に出ない。瓦や看板、ガラス等の落下のおそれがある。
- ④ 出口の確保。地震の揺れで出入り口が開かなくなることがある。
- ⑤ ラジオや防災無線を聞き、避難のタイミングを図る。避難するときはもう一度火元を確認し、ブレーカーも切る。

「自主防災組織」の結成について

大規模な地震（災害）が発生した時には、家屋の倒壊や火災、道路の損壊が同時に発生するほか、電話の不通や電気・ガス・水道等の使用不能が発生し、消防機関等(公的機関)の活動が著しく制限され対応が遅れる可能性があります。

そのような状況下では、地域住民の一人ひとりが「自分たちの地域と自らの命は、自分たちで守る」ことが必要になります。

そのためには出火の防止、初期消火、災害情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出救護、応急手当、給食給水の実施など地域単位での自主的な防災活動が求められます。

さらに地域の高齢者等要配慮者の方々への避難支援が重要です。

これらの役割を担う組織を自主防災組織と呼びます。

※災害被害軽減のため、ぜひ組織化を図っていただければと思います。

